

東京土建が帰宅困難者の受入場所に

12月14日、杉並区と東京土建一般労働組合杉並支部は、「帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定」を締結しました。この協定は、首都直下地震などの大規模災害の発生時に、帰宅困難者が一時的に滞在するスペースを提供するもので、民間事業所としては区内では4番目となります。

東日本大震災が発生した際、東京でも公共交通機関の混乱は翌朝まで続きました。こうしたことから、自宅に帰る手段を失った、いわゆる「帰宅困難者」が大量に発生しました。同様の大地震が、首都圏で発生したならば、交通網はさらに大きな打撃を受けることが明らかです。平成24年4月に東京都防災会議が、東京湾北部地震（震度6強）による被害想定で、杉並区でも帰宅困難者は、9万2千人にのぼると想定されていて、そのうち1万8千人が周辺施設に入れず、行き場のない帰宅困難者となると予想されています。

東京都が平成24年3月に制定した帰宅困難者対策条例では、帰宅困難者対策として、一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の確保などを示しています。また、大規模災害が起きた場合、一時滞在施設では、3日分の水と食料や毛布などを備蓄することとなっています。こうした一時滞在施設は、区内では7つの区民センターと都立杉並高校、そして民間施設3カ所を指定し、受入人数は4,613名となっています。しかし、想定されている帰宅困難者の数を満たすことは、まだまだ難しく民間施設の提供を積極的に進めています。



12月14日午後1時30分、東京土建一般労働組合杉並支部の松原秀夫執行委員長が区役所を訪れ、帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定を締結しました。東京土建労働組合の施設は、高円寺南3丁目にあり青梅街道に接しています。今回、提供を受けるのは、建物の3階にある講堂スペースで100名の受入人数となります。この施設は、丸ノ内線新高円寺駅にも近く、災害時に駅周辺で滞留する帰宅困難者の一時滞在施設として、大きな役割を担うことが予想されています。



【報道機関 問い合わせ先】

危機管理室防災課 電話3312-2111 内線3601